



ほくとう 前沢展示場 ホビールームandストレージハウス OPEN

外壁・窓・ドア、用途に合わせて
自由にカスタマイズ
母屋に馴染む多目的空間を手軽に設置



株式会社ほくとう 前沢展示場
ホビールームandストレージハウス

岩手県奥州市前沢字本杉3-1
国道4号線沿い、イオン前沢店向かい
☎0197-34-3770 FAX 0197-34-3771

【営業時間】8:30～17:30
【営業日】月曜～金曜・第1・3・5土曜日
【定休日】日曜、祝日、第2・4土曜日

story 表紙のはなし

八戸 新大橋(はちのへしんおおはし)



2025年3月22日、八戸市沼館地区と八太郎・河原木地区を結ぶ「新大橋」がついに完成し、開通式典が行われました。新大橋架け替えプロジェクトは、1955(昭和30)年に完成した旧新大橋の老朽化対策と交通渋滞の緩和を目的として、2017年に始動。18年6月の計画見直しで、工期8年、2025年度末の開通を予定していました。しかし工事の進捗が順調であったことから、開通が1年前倒しとなりました。総事業費は、資材高騰や作業経費の増加により、当初の約95億円から約103億円に増加。国費などを除き約9億円を市が負担しました。新大橋の開通により、周辺地域の交通渋滞が緩和され、物流の効率化や地域経済の活性化が期待されます。また、災害時の避難経路の確保や緊急車両の通行の円滑化など、防災面での効果も見込まれています。

murmur つぶやき

早いもので、今年も4月に入りました。入学、進級、就職、そして転職や異動など人生の節目を迎える時期ですね。桜の季節になると進学や就職時の不安と期待の入り混じった記憶が蘇ってきます。

就職活動をするにあたり、よく「就活の軸」という言葉を耳にします。「就活の軸」とは、会社選びや仕事選びの自分なりの基準のことです。「自分に関する基準」と「自分以外に関する基準」の二つに分けて考え、自分がどういう人生を送りたいかという視点で考えていることにもつながります。私は若いころ、自己分析をしたり、ありたい姿は何かなど考えたこともなく、自分なりの行動方針を決めていたら、もっと選択肢の多い人生だったのではと今更ながら考えたりしています。コロナ禍を経て、リモートワークの普及や在宅勤務など柔軟な働き方も普及し、家族や大切な人との時間、趣味や自分と向き合う時間の大切さが再認識されてきたように思います。

キャンピングカーで自分時間を満喫しながら移動オフィスとして仕事をする発想は、キャンプや旅行、レジャー等という概念から時間や空間の選択肢を増やしてくれた一つだと思います。

当社は昨年12月に岩手県にハウス展示場を開設いたしました。建設現場などで目にする一般的な仮設ハウスと違い、外壁・窓・ドアなど用途に合わせてカスタマイズでき、趣味の部屋、ガレージハウス、デッキテラス等ご要望に応じた多目的な空間を提供できる展示場となっております。人生100年時代、周りの方々とのつながりを大切にしながら卒にとらわれず、趣味や学びも含め彩りある人生を送っていききたいものです。

株式会社ほくとう 代表取締役社長 川村 有紀江



HACHINOHE HOJINKAI NEWS

【発行】公益社団法人八戸法人会 〒031-0076 八戸市堀端町2-3 (八戸商工会館内)
TEL:0178-45-0107 FAX:0178-45-2419 【編集】八戸法人会広報委員会 【編集担当】川村 有紀江
【発行日】令和7年4月1日 【HP】<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/hachinohe/>

法人会会員の皆様は、自主点検チェックシートを活用した場合には「法人事業概況説明書」表面8(5)社内監査の欄に(法人会 自主点検チェックシート)と、また裏面17加入組合等の状況の欄には、(八戸法人会会員)と記入しましょう。

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です

はちのへ法人会ニュース



165

2025.04.01 発行



理事会開催 令和7年度事業計画・予算を承認

第17回 税に関する絵はがきコンクール表彰

経営者物語

法的手続きを通じて人生に伴走する司法書士
わかば法律事務所 代表社員 久保隆明さん

公益社団法人八戸法人会

令和7年度事業計画・予算を承認

3月14日、八戸プラザホテルにて理事会を開催。理事36名中22名が出席しました。議長は横町俊明会長が務め、令和7年度事業計画ならびに収支予算案などが審議・承認されました。

報告事項で、代表理事・業務執行理事の活動状況を報告。次に飯田和雄総務委員長が、令和6年度の会員増強の進捗状況について、新規入会48社(純増11社/3月14日現在)を達成したことなどを報告しました。審議事項では7年度の事業計画・予算案の審議に移り、おおむね例年通りの事業・予算計画が発表されると、理事らが拍手で承認しました。続いて保険会社各社より福利厚生制度の推進状況報告があり、最後に来賓を代表して澤里真 八戸税務署法人第一課税部門統括国税調査官が祝辞を述べ終了しました。



横町俊明会長

若手社員の成長とやる気を促す コミュニケーション術を実践

2月13日、八戸商工会館にて「若手社員の成長とやる気を促す職場コミュニケーション術」講座を開催。八戸市内の企業から20名が参加しました。3時間のプログラムでは、WACHIKAコミュニケーションズ(株)(東京都港区)代表取締役の阿隅和美氏が、若手社員の主体的な行動を促し、離職率低下にもつながるコミュニケーションのポイントについて解説。指導者層が若手社員と信頼関係をつくるための会話術や、思考特性タイプ別の効果的な指示の伝え方、成長を促すフィードバックの方法などを具体的に紹介しました。参加者は趣味の話インタビューしあうペアワークなどを実践し、理解を深めました。



講師 阿隅和美氏

事例から学ぶ相続税の税務調査対応



講師 今井孝人 税理士

2月5日、八戸商工会館にて税理士セミナーを開催。辻・本郷税理士法人八戸事務所に所属する税理士・今孝人氏が、「相続税の税務事例から学ぶ税務調査への対応方法について」と題して、相続税調査における実務的な注意点や課題を説明しました。講義の中で今氏は、相続税申告者の約10%が税務調査の対象となり、そのうち85%が税額の修正を受けている現状を報告。相続税調査における書類提示の重要性や、調査期間が平均約2週間であること、調査対象となる期間が最大で7年前まで遡る可能性があることを説明し、その対策として、全ての金融資産の正確な把握、過去7年分の取引明細書の準備、配偶者控除の適切な活用を挙げました。



あおりフードバンクの活動から学ぶ



講師 葛西裕美氏

市川女性部会長 挨拶

1月29日、八戸プラザホテルにて青年部会・女性部会新年合同研修会を開催。(福)青森県社会福祉協議会社会貢献活動推進室室長で社会福祉士・精神保健福祉士の葛西裕美氏が、「フードバンクで青森県を豊かに」と題して講演を行いました。講演の中で葛西氏は、2016年から始まった青森県のフードバンク活動の現状と課題について詳しく説明。年間約1000件の食品寄付があり、県内の約500団体を通じて2万人に支援を行っていることを報告しました。また、SDGsの目標達成に向けた取り組みや、企業との連携事例についても紹介。企業の社会貢献活動としてのフードバンク支援活動の意義、および可能性を共有する時間となりました。

「はちのへまじ婚」開催

2月11日、八戸パークホテルにて青年部会(類家徳久部会長)主催の婚活イベント「はちのへまじ婚」が開催されました。

本イベントは、少子化対策の一環として社会貢献を目的に実施され、今回で19回目を迎えました。参加対象は20歳代から40歳代の方々とし、当日は男性18名、女性14名の計32名が参加しました。

イベントは2部構成で行われ、第1部では参加者同士が1対1で自己紹介を行う「自己紹介タイム」を実施。第2部ではパーティ形式で飲食を楽しみながら自由に交流できる「パーティタイム」が設けられ、和やかな雰囲気の中で交流が深まりました。



類家青年部会長

足と靴の健康講座

～多くの現代人を悩ます足の問題と靴の正しい選び方・履き方について～

3月4日、女性部会(市川恵子部会長)は割烹萬鱗にて「足と靴の健康講座～多くの現代人を悩ます足の問題と靴の正しい選び方・履き方について～」と題して八戸法人会理事の(株)橋文、代表取締役社長の橋本博文氏を講師に迎え講演会を開催しました。

講演では、足は健康の源、自分の足を知ること、長寿のためには歩くことが重要で、歩けなくなることは身体全体に影響することを講演。

また、同席頂いた(株)橋文の小峠広貴上級シューフィッター、中村晃二シューフィッターより多くの現代人を悩ます足の問題(オーバプロネーション)について説明を受け、参加した女性部会員は自分の足を見比べ熱心に聞き入りました。

講演後には、参加者全員が実際にオーバプロネーションの並進バランステストを受けて、自分自信の足の状態を教えてくださいました。



講師の橋本博文氏



バランステストを受ける会員

第25回八戸法人会ボウリング大会

厚生委員会(中居林達也委員長)の主幹による八戸法人会ボウリング大会が2月7日、ゆりの木ボウルにて開催されました。総勢65名が参加し、会場にはピンを跳ね飛ばす音と一喜一憂をハイタッチで交わし、会員との交流が一層深まり楽しいひと時となりました。

栄えある第25回大会の優勝トロフィーは、東洋ラベル(株)中山つまさんの手に収まりました。



横町会長より優勝者へトロフィーの授与



(左)準優勝 佐々木氏
(中央)優勝 中山氏
(右)第3位 石田氏

優勝 中山つまさん(東洋ラベル(株)) 359点
準優勝 佐々木 啓将さん(株)リスクマネジメント) 341点
第3位 石田 大喜さん(株)テクノス) 338点



経営者物語

法的手続きを通じて
人生に伴走する
司法書士

わかば法務事務所
代表社員

くぼ たかあき
久保 隆明さん

“死を基点にした法律事務”で
明るい未来を提供したい

「司法書士の使命は、単に書類を作成することではなく、人々の人生に深く関わり、サポートすることだと考えています。人生の節目に関わる重要な手続きを通じて、相談者さまの未来を支えていきたい」と語るのは、司法書士法人わかば法務事務所の代表を務める久保隆明さんです。同事務所は八戸市と青森市を拠点に、相続登記、企業法務、成年後見制度などの幅広い業務を手がけています。

中でも久保さんが大切にしているのが、“死を基点にした法律事務”とい



事務所を彩る奈良美智のポスター



社員旅行 松山城にて記念写真

う視点。司法書士として多くの相続案件に関わる中で、死後に発生するトラブルの多さを実感し、生前の準備の重要性を痛感したことからたどり着いた考え方です。

「遺言作成から死後事務まで、亡くなった後の財産や権利関係の整理を円滑に進めるための包括的な支援を行っています。専門家がサポートし、その方の財産や契約が適切に処理されることで、残された家族が不要なトラブルに巻き込まれることを防げます。相談者さまの“死”を中心にご本人やご家族のご不安をお話いただき、いざその時を迎えるまでに準備できること、直後にできること、さらにその先...とプランニングすることが、今の司法書士には求められているのではないかと感じます」

相続登記や住所変更登記などの手続きがされていないことが原因で発生する所有者不明土地の問題に関しても、相続人が50人を超える複雑な案件に粘り強く取り組み、裁判所の手続きを活用して解決に導いた実績があります。

「結果は“手続きができたか・できなかったか”しかないかもしれませんが、私はその過程も大切にしたい。関係者の方々にどれだけ寄り添えるかが勝負です」

法律家として、保護者として
子どもの未来を守るために

久保さんが同事務所を設立したのは2009年。事務所の前身は、長年地域の企業法務を支えた水谷司法書士事務所でした。同じく司法書士だった久保さんの父と水谷さんが懇意だったこ

ともあり、久保さんが事業を引き継ぎました。

「事務所を継続することが、長年信頼を寄せてくれていた企業や個人の方々のため、地域のためになると考えました。また、個人事業から法人化することで、より安定した法務サービスを提供できる体制を整えたかった」と久保さんは当時の決意を語ります。

事務所設立は9月1日。実はこの日は長男の誕生日と重なっていました。父親としての顔を持った久保さんは、より深く地域に根差し、社会に取り残されがちな子ども、高齢者、障がい者などの人々に寄り添った活動を展開するようになりました。

法律家としては、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの常任理事として、成年後見制度の普及に尽力。特に未成年後見事業の確立に力を注ぎ、自ら親を失った子どもの後見人を務めながら、制度設計や運用方法の検討、著書を通じた普及活動にも取り組んできました。また、八戸市社会福祉協議会成年後見ネットワーク会議の委員長を務めるなど、地域の福祉向上に向けた活動にも参加。さらに、八戸市連合PTA副会長や八戸市子ども・子育て会議の委員として、子どもたちの未来を守る活動にも関わっています。

人生の最期まで安心して
暮らせる地域づくり

「司法書士業界では、特に地方での人材不足が深刻な課題です。若手の育成には、魅力的な地域づくり、希望が持てる業界づくりがカギ。持続可能な息の長い取り組みが重要です。経営者である私は、スタッフが長く安心して働ける職場環境づくりから始めたいと思いました」と久保さん。オフィスの新築、定期的な社員旅行や福利厚生者の充実など、働きやすさとチームワーク向上につながる取り組みを続けてきました。

「司法書士は、年齢・性別・学歴・職

業・国籍に関係なく誰でも挑戦できる職業です。実際、元プロサッカー選手、元タカラジェンヌ、元専業主婦など、さまざまなバックグラウンドを持つ方々がいます。個人の人生経験が仕事に活かされる、やりがいのある職業ですから、大学生はもちろん社会人の方や女性にもぜひ挑戦してほしいですね」と久保さんは語ります。

また、遠方から足を運ぶ相談者が増えていることを受け、県内の法律家や士業間のネットワーク拡充も志しています。

「法律家の仕事の成果は、最終的に地域に還元されるもの。ネットワークや人材の充実を図ることで、困った時にすぐに相談できる、人生の最期まで安心して暮らせる地域をつくりたい」という想いのもと、地域に根ざした法務サービスの未来を見据えています。

(取材年月:2025年2月)



自宅では愛猫たちが出迎えてくれる



司法書士法人
わかば法務事務所

【創業】 2009年(平成21年)
【事業内容】 不動産・商業登記/債務整理
簡易裁判所代理業務
成年後見・家族信託ほか
【所在地】 〒031-0075
青森県八戸市内丸3-2-5
【連絡先】 0178-45-1655

profile

- 1976年 青森県八戸市で誕生
- 1995年 青森県立八戸高校 卒業
- 2000年 青山学院大学法学部 卒業
- 2002年 司法書士試験合格(同年度 行政書士試験合格)
- 2003年 司法書士登録
- 2004年 久保司法書士事務所 代表に就任
- 2005年 行政書士登録
- 2009年 司法書士法人わかば法務事務所 設立、所長に就任

第17回 税に関する絵はがきコンクール表彰

女性部会(市川恵子部会長)は、17回目となる「税に関する絵はがきコンクール」のPRと応募の呼びかけを行ない、三八地域の小学校11校より600点の応募がありました。

当法人会に応募頂いた600点の作品の中から、女性部会では11月6日に選考会を開催し八戸税務署長賞、八戸法人会会長賞、青年部会長賞、女性部会長賞を含む20作品を選出いたしました。

選出された受賞作品は、青森県法人会連合会での選考会へ進み、(東北全体で716校20,335点、青森県内では57校2,367点の応募)今年も、城下小学校 松森由乃さん、柏崎小学校 平田龍太郎さんが東北六県法人会連合会優秀賞に輝きました。



- 東北六県法人会連合会 優秀賞
- 青森県法人会連合会 女性部会連絡協議会入賞
- 八戸法人会 八戸税務署長賞

松森由乃さん(城下小)



松森さんと八戸税務署長



平田龍太郎さん(柏崎小)

- 東北六県法人会連合会 優秀賞
- 青森県法人会連合会 女性部会連絡協議会入賞
- 八戸法人会 青年部会長賞



平田さんと類家青年部会長



藤沢きららさん(三戸小)

- 八戸法人会 会長賞



藤沢さんと石亀副会長



- 八戸法人会 女性部会長賞

関下万里沙さん(青潮小)



関下さんと市川女性部会長



「税に関する絵はがきコンクール」応募全作品は、令和7年1月15日～20日に、八戸市美術館にて展示しました。

八戸法人会からのお知らせ

- ### 八戸法人会の会員「優待制度」
- 西健診プラザ提携 「健康診断優待制度」
 - 三八五オートスクール提携 「自動車免許取得料金優待制度」

- ### 年会費の口座振替の取扱いのお知らせ
- 令和8年度より、法人会年会費の口座振替を開始します。詳細については、今年度の「年会費の納入のお知らせ」と共にご案内します。

- ### 令和7年度「第1回親睦交流ゴルフコンペ」開催
- 開催日 令和7年5月24日(土)
 - 場所 ニュー軽米カントリークラブ
- 申込書は、今回の「やっほー」に同封の案内にてご確認ください。

お役立ち

税理士コラム

役員退職金否認されたらどうなる？

乗田芳博税理士事務所 税理士 乗田 芳博

今回は経営者の世代交代や事業承継などに伴って支給される役員退職金について、税務上否認されたらどうなるかを2つのパターンで検討してみたいと思います。

1. 役員が完全に退任した場合

役員が完全に退任して支給された退職金について、税務上問題となるのは、支給された退職金が不当に高額かどうかということです。法人税法上は、役員退職給与のうち不当に高額な部分の退職給与は損金に算入しないとあります。例えば、役員の死亡により多額の保険金収入が発生した場合など、役員退職金は高額になりがちです。税務調査においても「不当に高額」として否認されることが少なくありません。この場合、否認される金額は、「支給した役員退職金」から「役員退職金の適正額」を差し引いた金額となります。それでは否認されないためには役員退職金の適正額をどのように計算するのでしょうか。法令では、「その役員が業務に従事した期間、その退職の事情、類似同業他社の役員退職給与の支給状況等を考慮に入れて決定される」と規定されていますが、具体的に役員退職給与の額の算定方式は、特に法令で定められてはいません。しかし、役員退職給与の算定方式として一般に2つの方式が認められています。

●「平均功績倍率法」
これは、類似法人を選定したうえで、その平

均功績倍率に当該役員の最終報酬月額や勤続年数を乗じて算出する方法で最もよく使用される方法です。

(役員退職金の適正額) = (最終報酬月額) × (勤続年数) × (功績倍率)

功績倍率とは、同業類似法人の平均値又は最高値とされていますが、同種・同規模法人の入手データから正しく計算するのは難しいことから、一般的には、昭和55年5月東京地裁判決の「社長3.0、専務2.4、常務2.2、平取締役1.8、監査役1.6」を採用している場合が多いようです。

●「1年当たり平均額法」
もう一つは、「1年当たり平均額法」という方式で役員が入院や特別な事情等で報酬金額が極端に減った場合などに使用されますが、「同種・同規模法人の退職金額」が必要となり、一般に入手できるデータから正しく計算することはかなり難しいのが現状です。

よって役員が完全に退任して支給される退職金が税務調査で否認された場合には、不当に過大とされた金額が法人所得に影響し、法人税が発生します。

2. 分掌変更による退職の場合

次に代表取締役であった役員が分掌変更し非常勤の取締役や相談役となり、経営から退いたとして支給された退職金について、実質的に退職していないとして税務上否認された場合はどうでしょうか。

この場合は、支給した金額が退職金ではなく、役員給与(役員賞与)となります。そうすると支給した退職金の課税関係は、以下のとおりとなります。

- 法人税
定期同額給与以外の役員給与となり、全額損金不算入となり、法人税が発生します。
- 所得税
退職金を受け取った役員は、退職所得ではなく給与所得となり、退職所得控除が受けられません。
- 源泉所得税
給与所得で再計算した源泉徴収税額で差額の納付が発生します。(ほか住民税特別徴収漏れが発生します)

このように分掌変更による退職金が否認された場合は、支給した退職金全額が法人所得に影響すること、所得税、源泉所得税についても多額の納税が発生し、かなりの税負担となりますので、安易な分掌変更による退職金支給には十分留意してほしいと思います。


その他役員報酬が減額された場合や非常勤役員で無報酬の場合の退職金の計上など会社の事情によっていろいろなケースがありますので、十分顧問の税理士さんと検討してみたいかがでしょうか。

税務署からのお知らせ

e-Tax申告法人の 4社に3社が ALL e-Tax です!!


国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類(財務諸表や勘定科目内訳明細書等)を含めたe-Tax(ALL e-Tax)を推進しています。

ALL e-Tax のメリット




業務の効率化

発送の手間や税務署へ行く手間を解消



ペーパーレス化

書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能



コスト削減

郵送料、印刷代、交通費の削減

お問い合わせ/八戸税務署 ☎0178-43-0141